

議 案 第 57 号

令和元年度世田谷区一般会計補正予算（第1次）

令和元年度世田谷区一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正及び区分）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 6,495,587 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 325,803,813 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

令和元年6月12日提出

世田谷区長 保 坂 展 人

(単位：千円)

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
08 地方特例交付金		364,000	16,654	380,654
	04 子ども・子育て支援臨時交付金	0	16,654	16,654
11 分担金及負担金		5,745,592	△1,694,969	4,050,623
	01 負担金	5,745,592	△1,694,969	4,050,623
13 国庫支出金		50,885,447	3,343,127	54,228,574
	01 国庫負担金	38,522,471	1,865,351	40,387,822
	02 国庫補助金	12,352,422	1,477,776	13,830,198
14 都支出金		26,492,407	1,605,367	28,097,774
	01 都負担金	11,196,359	932,675	12,129,034
	02 都補助金	12,678,403	672,692	13,351,095
15 財産収入		2,990,461	2,990,000	5,980,461
	02 財産売却収入	1,849,193	2,990,000	4,839,193
17 繰入金		8,198,112	180,193	8,378,305
	01 基金繰入金	8,198,112	180,193	8,378,305
19 諸収入		9,242,820	55,215	9,298,035
	06 雑収入	4,837,933	55,215	4,893,148
歳入合計		319,308,226	6,495,587	325,803,813

(単位：千円)

歳 出				
款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
02 総 務 費		31,266,687	△265,846	31,000,841
	01 総 務 管 理 費	13,222,600	△265,846	12,956,754
03 民 生 費		151,900,126	863,253	152,763,379
	01 社 会 福 祉 費	62,469,164	10,261	62,479,425
	02 児 童 福 祉 費	67,862,367	852,992	68,715,359
06 産 業 経 済 費		1,776,812	4,486,508	6,263,320
	01 商 工 費	1,627,638	4,486,508	6,114,146
08 教 育 費		27,800,236	1,411,672	29,211,908
	01 教 育 総 務 費	5,681,619	1,083,672	6,765,291
	02 小 学 校 費	13,326,803	194,000	13,520,803
	03 中 学 校 費	4,411,795	134,000	4,545,795
歳 出 合 計		319,308,226	6,495,587	325,803,813